

担い手経営安定対策（継続）

【平成19年度概算決定額：1,317,221（7,760,496）千円】

対策のポイント

水田農業の担い手の経営の安定を図ることにより、水田農業の構造改革の加速化及び担い手の育成・確保を目指します。

（対象者は）

個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、原則として4ha（北海道は10ha）以上の経営規模を確保する

集落として経営する集落営農組織を立ち上げ、原則として20ha以上の経営規模を確保する

のいずれかの途をとる必要があります。

（規模要件については、集落の農地が少ないため、規模拡大が困難な地域や小規模であっても、複合経営等により相当水準の所得を確保している等の場合の特認制度があります。）

政策目標

平成22年度の「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、水田農業の構造改革を促進

< 内容 >

効率的かつ安定的な農業経営を目指す水田農業の担い手に対し、その年の稲作収入が、基準となる直近の稲作収入より減少した場合に、その減少の一定部分について、生産者と国が1：3の割合で造成した資金から補てんします。

（18年産米に限った予算措置であり、19年産米からは品目横断的経営安定対策へ移行）

【交付率：定 額】

【事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会】

【事業実施期間：平成17年度～平成19年度】

[担当課：経営局経営政策課（03 - 3501 - 3742（直））]